

令和 6 年 1 0 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市自転車駐車対策審議会
会長 寺部 慎太郎

流山市自転車駐車場の利便性向上に資する利用形態等の見直しについて（答申）（案）

令和 6 年 6 月 2 1 日付け流道管第 3 4 9 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 受け入れ車両の拡大について

市内の原動機付自転車の保有台数が年々減少する一方で、総排気量 5 0 c c 以上 4 0 0 c c 未満の小型及び中型バイクの保有台数が増加し、駅周辺における駐車場所の確保が求められています。

また、今後、国が定める新たな原動機付自転車の基準に適應する柔軟な対応が必要となります。

以上のことから、現行条例の自転車及び総排気量 5 0 c c 未満の原動機付自転車に加え、小型及び中型バイクの受け入れが適當であると判断します。

2 使用料金の見直しについて

現行条例で定められている使用料は、長期間、抜本的な見直しが行われていません。このため近年大きく変化した本市の都市構造に対応できておらず、施設需要に適したものとは言えません。

このことから、改めて現在の施設需要に応じた使用料を設定することが必要です。

なお、同一施設内においても、利便性が低いエリアにおいては使用料を下げるなど、施設の効率的な利用について、市と指定管理者間で協議を行い、市民の利便性向上に努めるよう求めます。

3 無料解放日の拡大について

土曜日について、新たに無料解放日に追加することは適切であると判断します。

比較的稼働率が低い土曜日を市民に開放することで、施設の有効活用を図るとともに、駅周辺における放置自転車対策にも効果があると考えます。

4 免除対象の拡大について

使用料の見直しにより、一部の世帯においては費用負担が増加し家庭を圧迫する可能性を踏まえ、子育て応援の観点から、ひとり親家庭について使用料を免除することは妥当と判断します。

また、難病指定を受けている方の使用料免除は、就労支援等の面からも適切だと考えます。

運転免許証を返納した高齢者については、自転車は代替交通手段として身近なものであり、免許返納を促進する面からも使用料免除は有益だと考えます。